

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
京都府における緊急事態措置について

令和3年1月12日

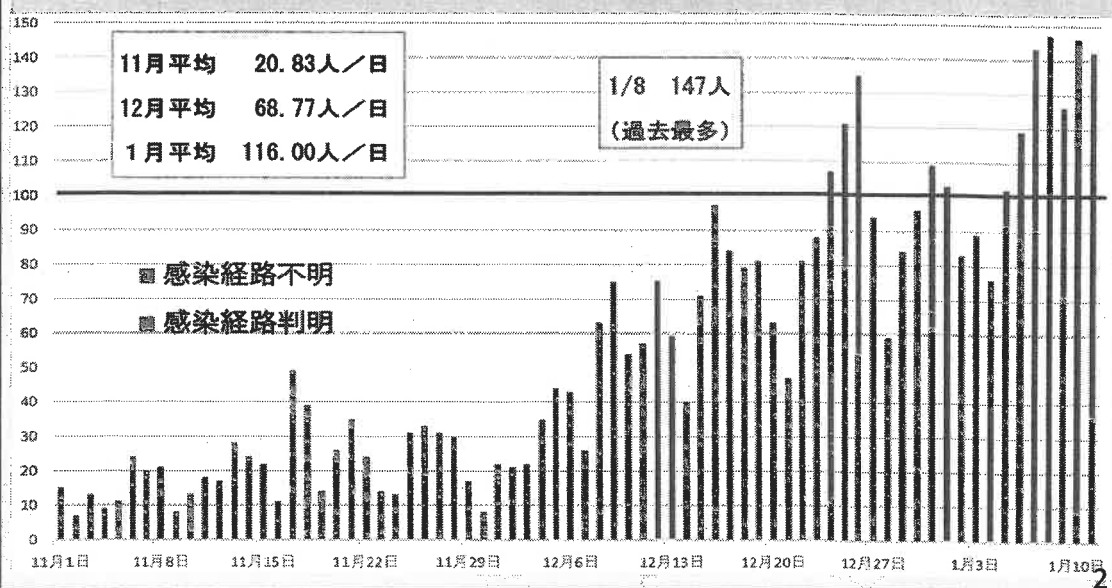


京都府知事 西脇 隆俊



京都府の感染状況

- ▶ 12月に入り感染が急速に拡大
- ▶ 1月11日には京都市域だけで100名超





直近の動き

▶ 京阪神の感染状況が深刻化

⇒ 1月の感染者数 大阪府4,933人、兵庫県2,239人、京都府1,276人

⇒ 1月10日の病床利用率 大阪府64.8%、兵庫県75.6%、京都府35.8%

▶ 1月8日 京都府感染拡大警報を発令

▶ 1月9日 3府県知事が緊急事態宣言発出の検討を要請

⇒ 京阪神一体での措置を要請

⇒ 今、対策を講じなければ医療提供体制が崩壊

**3府県が連携して緊急事態措置に備える
→宣言発出後、速やかに緊急事態措置を講じる**

3



緊急事態措置の概要

区 域	京都府全域
期 間	緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時から令和3年2月7日(日)24時まで

実施内容

1. 外出の自粛
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等
5. 大学等への要請

4



1. 外出の自粛

- ▶ 不要不急の外出自粛
- ▶ 20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

▶ 医療機関への通院、食料品・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤(在宅勤務(テレワーク)等の取組を要請)、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

▶ 特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

5



2. 催物(イベント等)の開催制限

イベント等について、以下の要件沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	屋内:50%以下 屋外:人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)

※ あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

イベントの事前相談	全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等で相談
-----------	--

6



3. 施設の使用制限

① 特措法に基づき要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
飲 食 店	飲食店(居酒屋を含む)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサー ビスを除く)	▶営業時間短縮 (5時～20時)を要請
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食 品衛生法の飲食店営業許可を 受けている店舗	ただし、酒類の提供 は11時～19時
協力金の支給 (店舗への支給額)	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり 6万円 (定休日を除く)	

7



施設の使用制限

② 特措法によらない働きかけを行う施設

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000 人、かつ、収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活 必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活 必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。 8



4. 職場への出勤等

テレワークの徹底等を要請

- ▶ 出勤者数の7割削減をめざす
- ▶ ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ▶ 週休の分散化、休暇取得等により 密を避ける
- ▶ 原則として 20時以降の勤務を抑制

9



5. 大学等への要請

感染防止対策と注意喚起を要請

- ▶ 感染防止と面接・遠隔授業による 学修機会確保
- ▶ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会、部活動における感染リスクの高い活動は自粛
- ▶ 大学入試等は、実施者において感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期して予定通り実施

10



緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

▶**緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL:075-414-5907（平日9時から17時）

▶**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について**
協力金コールセンター
TEL:075-365-7780
（9時30分から17時30分（日曜日・祝日除く））

※その他京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定

新型コロナウイルス感染症陽性者数(京都市立学校を除く。)

H3.1.13 18:00時点

単位:人

	小中学校		府立学校		計
	児童生徒	教職員	児童生徒	教職員	
4月	2	0	0	0	2
5月	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0
7月	5	0	2	0	7
8月	5	2	1	2	10
9月	5	0	2	0	7
10月	0	0	3	1	4
11月	12	0	3	3	18
12月	25	1	19	1	46
1月	18	6	16	5	45
計	72	9	46	12	139

感染経路別集計

単位:人

	小中学校		府立学校		計
	児童生徒	教職員	児童生徒	教職員	
家族・友人	51	5	24	3	83
学校内	8		4		12
利用施設	6		2		8
不明	7	4	16	9	36
計	72	9	46	12	139

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症の感染者急増を受け、令和 3 年 1 月 13 日（水）に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

ついては、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、府立学校の対応について、下記のとおりとしますので、適切に対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 学校運営の基本的方針

府立学校におけるこれまでの新型コロナウイルスの感染状況は、ほとんどが家庭内での感染であること等を考慮し、児童生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言期間中であっても一律の臨時休業は実施せず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続する。

また、緊急事態宣言が出された現状においては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準のレベル 3 に相当すると考えられることから、今一度、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（20.12.3Ver.5）」を確認の上、従来の考え方にとらわれず、全ての教育活動の実施の可否の検討と実施方法の見直しを進める。

2 学校教育活動の制限

緊急事態宣言期間中の学校教育活動については、次のとおり制限する。

特に、宿泊を伴う教育活動や部活動の制限については十分留意すること。

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち、例えば、次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は一時的に停止すること。

ア 教科等共通：長時間、近距離で対面形式となるグループワークやペアワーク等
近距離で一斉に大きな声で話す活動

イ 理科：室内で児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察

ウ 音楽：室内で児童生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏

エ 美術・工芸：児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

オ 家庭：児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

カ 保健体育 : 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

※関係通知 「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月12日付け3教保第45号教育長通知)

「新型コロナウイルス感染所感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」(令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡)

(2) 職業に関する教科の実習等

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(一部更新)」(令和2年7月22日付け2教高第810号高校教育課長通知)に従って実施すること。

(3) 宿泊を伴う教育活動

授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。したがって、この期間中の研修旅行(修学旅行)は延期又は中止とすること。

(4) 部活動

ア 制限等

- (ア) 参加者 自校生徒のみ(※1)とする。
- (イ) 活動場所 原則校内(※2)のみとする。
- (ウ) 活動時間 平日・休日ともに2時間以内(※3)とする。
- (エ) 宿泊 禁止
- (オ) 大会参加 公式大会・発表会等への参加は、全国大会・近畿大会及びそれらに繋がる府内大会のみ参加を認める。(府内で完結する大会等は対象外)

なお、参加をするに当たっては、主催者が指示する感染予防対策等の遵守を徹底すること。また、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 主として準備運動から整理運動まで2時間以内とする。

イ 留意事項等

- (ア) 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。(組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏)
- (イ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (ウ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。

- (エ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (オ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (カ) 特に、部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (キ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防の徹底についても繰り返し指導すること。

ウ その他

社会体育活動として実施している開放型地域スポーツクラブや教職員が自発的に参加している活動についても、同様に感染対策を徹底の上、適切に対応すること。

(5) その他の活動について

- ア 部活動以外の教育活動における学年・学部間の交流等はできるだけ避けること。
また、地域の小中学校等との交流等は、ICTの活用などを検討し、直接の接触を避けること。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事等)については、参加人数や参加者の範囲を制限した上で実施すること。
- エ 校外での活動は、実施の必要性を十分検討し、実施する場合は、移動時も含めて3密を回避し、不特定多数の人と接触しない活動とすること。学校外の者が参加する場合は、参加者の人数や範囲等に制限を設けること。
- オ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

3 感染防止対策の更なる徹底

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染防止対策を徹底すること。

特に、次の事項について、十分留意すること。

(1) 児童生徒への指導及び家庭への協力依頼

ア 基本的感染防止対策の徹底

3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を繰り返し指導し、徹底すること。

イ 健康観察

児童生徒(教職員)について、毎日のきめ細やかな健康観察を通じて状況を的確に把握すること。また、毎日検温を含む登校前の健康観察を改めて徹底すること。

ウ 体調不良時や家族が陽性の場合

児童生徒(教職員)について、体調不良等の症状が見られる場合は、無理に登校(出勤)させないことを徹底すること。

家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校(出勤)を控えることも重要である。同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校(出勤)させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基

づく出席停止の措置をとることとなる。

エ 食事等の飲食の場面

児童生徒（教職員）が給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを繰り返し徹底すること。

食事の際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、などの対応をとるよう改めて指導すること。

また、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫し、食事後は速やかにマスクを着用させること。

オ 学校外における行動

不要不急の外出や、マスクをはずした状態での人との接触等は控えること。特に、交通機関利用時にはマスクを着用し会話を控えること。

(2) 教室における注意点

机と机との距離は、可能な限り間隔を空けること。

また、気候上可能な限り、常時換気に努めること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にすること。）

なお、換気により室温を保つことが困難な場面では、室温低下により健康被害が生じないように、校内での保温・防寒目的の衣服の着用にも柔軟に対応すること。

(3) 登下校

ア 生徒の通学の実態等を踏まえ、地域の感染状況に応じて、例えば、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように授業時間帯を設定したり、登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、時差登校等を行ったりするなどの検討も行うこと。

イ 下校途中等に、生徒同士で飲食をしないよう指導を徹底すること。

(4) 児童生徒（教職員）の感染等が判明した場合

児童生徒（教職員）の感染等が判明した場合は、保健所と連携して対応するとともに、休日であっても速やかに教育委員会に連絡すること。

また、児童生徒（教職員）又は同居の家族の感染等が判明した場合、速やかに学校に連絡するよう、学校への連絡方法を周知するとともに、児童生徒（教職員）への指導や保護者への依頼を繰り返し行うこと。

なお、学校の臨時休業については、保健所及び教育委員会と協議すること。

(5) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合に、オンラインを活用するなどして、確実に連絡が取れる体制となっているか確認すること。

(6) 学習保障

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、オンラインの活用など、学習の保障について検討を進めること。

4 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策を行うこと。

(3) 職場実習等

受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染予防対策を徹底し実施すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舍

寄宿舍での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

5 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。

(2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

6 教職員の勤務等について

緊急事態宣言下においては、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を活用するなど可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

なお、府民に対し要請されている不要不急の外出自粛（特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛）について教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

7 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861

